

## 北上川上流大規模氾濫減災協議会 規約（案）

### （設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会を設置する。

### （名称）

第2条 前条の大規模氾濫減災協議会は、北上川上流大規模氾濫減災協議会（以下「協議会」と称する。  
2 北上川上流とは、岩手河川国道事務所及び岩手県が管理する北上川、北上川の支川を指すものとする。

### （目的）

第3条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨、平成30年7月豪雨等により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、北上川上流における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害、また複合的な災害にも多層的に備え、隣接する自治体や県、国等を中心とする社会全体が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

### （協議会の構成）

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。  
2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。  
3 事務局は、協議会に諮り、第1項による者のほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

### （協議会の実施事項）

第5条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。  
1 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報や取組状況の共有。  
2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動・排水活動の連携及び地域防災力の維持・継承を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成。  
3 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。  
4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項。

### （幹事会）

第6条 協議会の下に幹事会を置く。  
2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。  
3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。  
4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告するものとする。  
5 事務局は、幹事会に諮り、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(部会)

- 第7条 協議会の下に個別課題検討のため、必要に応じて部会を設置することができる。
- 2 部会は、別表3から5の職にある者をもって構成する。
  - 3 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
  - 4 部会は、減災対策等の個別の課題を検討し、結果については協議会へ報告するものとする。
  - 5 事務局は、部会と調整のうえ、必要に応じて別表3から5の職にある者以外の者（部会の目的達成に必要な機関及び事業者等）の参加を求めることができる。

(会議の公開)

- 第8条 協議会は原則公開とする。ただし、実施内容によって、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。
  - 3 部会における取組及び検討内容は、構成員の了承を得た上で公開することができる。

(協議会資料等の公表)

- 第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第10条 協議会、幹事会及び部会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、岩手河川国道事務所流域治水課及び岩手県県土整備部河川課が共同で行う。

(雑則)

- 第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 本規約は、平成28年 5月17日から施行する。
- |       |        |      |
|-------|--------|------|
| 平成29年 | 6月27日  | 一部改定 |
| 平成30年 | 6月12日  | 一部改定 |
| 令和 2年 | 7月14日  | 一部改定 |
| 令和 3年 | 2月10日  | 一部改定 |
| 令和 3年 | 11月11日 | 一部改定 |
| 令和 4年 | 7月27日  | 一部改定 |
| 令和 5年 | 6月28日  | 一部改定 |

(附則)

- 平成30年6月12日一部改定の規約により、「北上川上流洪水減災対策協議会」から「北上川上流大規模氾濫減災協議会」へ移行する。

北上川上流大規模氾濫減災協議会

(構成員)

盛岡市長  
花巻市長  
北上市長  
遠野市長  
一関市長  
八幡平市長  
奥州市長  
滝沢市長  
雫石町長  
岩手町長  
紫波町長  
矢巾町長  
西和賀町長  
金ヶ崎町長  
平泉町長  
東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社長  
気象庁 盛岡地方气象台長  
岩手県 復興防災部長  
岩手県 県土整備部長  
岩手県 盛岡広域振興局 土木部長  
岩手県 盛岡広域振興局 土木部 岩手土木センター所長  
岩手県 県南広域振興局 土木部長  
岩手県 県南広域振興局 土木部 花巻土木センター所長  
岩手県 県南広域振興局 土木部 北上土木センター所長  
岩手県 県南広域振興局 土木部 一関土木センター所長  
岩手県 県南広域振興局 土木部 遠野土木センター所長  
岩手県 県南広域振興局 土木部 千厩土木センター所長  
国土交通省 東北運輸局 鉄道部 鉄道部長  
国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所長  
国土交通省 東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所長

(事務局)

国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所 流域治水課  
岩手県 県土整備部 河川課

## 北上川上流大規模氾濫減災幹事会

- (構成員) 盛岡市 総務部 危機管理防災課長  
花巻市 総合政策部 防災危機管理課長  
北上市 企画部 危機管理課長  
遠野市 総務企画部 防災危機管理課長  
一関市 消防本部 防災安全対策監 兼 防災課長  
八幡平市 防災安全課長  
奥州市 市民環境部 危機管理課長  
滝沢市 市民環境部 防災防犯課長  
雫石町 防災課長  
岩手町 総務課長  
紫波町 企画総務部 消防防災課長  
矢巾町 総務課長 兼 防災安全室長  
西和賀町 総務課長  
金ヶ崎町 生活環境課長  
平泉町 総務課長  
東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社 総務部安全企画室長  
気象庁 盛岡地方气象台 防災管理官  
岩手県 復興防災部 防災課 防災危機管理担当課長  
岩手県 県土整備部 河川課 流域治水課長  
岩手県 盛岡広域振興局 土木部 河川砂防課長  
岩手県 盛岡広域振興局 土木部 綱取ダム管理事務所長  
岩手県 盛岡広域振興局 土木部 岩手土木センター 特命課長  
岩手県 県南広域振興局 土木部 道路河川環境課長  
岩手県 県南広域振興局 土木部 花巻土木センター 治水環境課長  
岩手県 県南広域振興局 土木部 北上土木センター 治水環境課長  
岩手県 県南広域振興局 土木部 一関土木センター 道路河川環境課長  
岩手県 県南広域振興局 土木部 遠野土木センター 道路河川整備課長  
岩手県 県南広域振興局 土木部 千厩土木センター 道路河川環境課長  
国土交通省 東北運輸局 鉄道部 次長  
国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 副所長  
国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 事業対策官  
国土交通省 東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所 副所長
- (事務局) 岩手県 県土整備部 河川課  
国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所 流域治水課

(別表3)

## 北上川上流大規模氾濫減災協議会 岩手地域メディア連携部会

- (構成員) 日本放送協会盛岡放送局【NHK】(TV・ラジオ)  
(株)IBC岩手放送【IBC】(TV・ラジオ)  
(株)テレビ岩手【TVI】  
(株)岩手めんこいテレビ【MIT】  
(株)岩手朝日テレビ【IAT】  
(株)一関ケーブルネットワーク  
岩手ケーブルテレビジョン(株)  
(株)えさしわいわいネット  
北上ケーブルテレビ(株)(ケーブルTV・きたかみE&Beエフエム)  
三陸ブロードネット(株)  
(株)遠野テレビ  
ニューデジタルケーブル(株)【花巻ケーブルテレビ】  
水沢テレビ(株)  
住田テレビ(住田町営)  
川井テレビ(宮古市営)  
かるまいテレビ(軽米町営)  
くずまきテレビ(葛巻町営)  
(株)エフエム岩手  
(株)ラヂオ・もりおか【ラヂオもりおか】  
奥州エフエム放送(株)【奥州エフエム】  
えふえむ花巻(株)【FM One】  
宮古エフエム放送(株)【みやこハーバーラジオ】  
NPO法人 カシオペア市民情報ネットワーク【カシオペアFM】  
一関コミュニティFM(株)【FM ASMO】  
NPO法人 防災・市民メディア推進協議会【FMねまらいん】  
岩手日報社  
岩手日日新聞社  
胆江日日新聞社  
東海新報社  
盛岡タイムス社  
盛岡市 総務部 危機管理防災課  
花巻市 総合政策部 防災危機管理課  
遠野市 総務企画部 防災危機管理課  
北上市 企画部 危機管理課  
一関市 消防本部 防災課  
奥州市 市民環境部 危機管理課  
二戸市 総務部 防災安全課  
宮古市 危機管理課  
釜石市 防災危機管理課  
大船渡市 総務部 防災管理室  
気象庁 盛岡地方气象台  
岩手県 復興防災部 防災課  
岩手県 県土整備部 河川課  
岩手県 県土整備部 砂防災課  
国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所  
国土交通省 東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所
- (事務局) 岩手県 県土整備部 河川課  
国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所 流域治水課

(別表4)

北上川上流大規模氾濫減災協議会 ダム情報提供部会

(構成員) 東北電力(株)岩手発電技術センター [外山]  
東北自然エネルギー(株)北上事業所 [石羽根]  
岩手県企業局 業務課 [岩洞]  
岩手県 農林水産部 農村建設課 ※統括管理者  
[山王海、葛丸、豊沢、衣川1号、金越沢、相川、一方井、鶯宿、外柵沢、レン滝、  
矢櫃、煙山、衣川2号、衣川3号、衣川4号、衣川5号、千松]  
農林水産省 東北農政局 北上土地調査管理事務所 ※設置者  
[岩洞、山王海、葛丸、豊沢、相川、煙山、千松]  
岩手県 県土整備部 河川課 [綱取、早池峰、入畑、遠野、遠野第二、築川]  
国土交通省 東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所  
[四十四田、御所、田瀬、湯田、胆沢]  
盛岡市 総務部 危機管理防災課 [外山、岩洞、綱取、四十四田、御所]  
花巻市 総合政策部 防災危機管理課 [葛丸、豊沢、早池峰、田瀬]  
北上市 企画部 危機管理課 [石羽根、入畑、田瀬、湯田]  
遠野市 総務企画部 防災危機管理課 [遠野、遠野第二、田瀬]  
一関市 消防本部 防災課 [金越沢、相川、千松]  
奥州市 市民環境部 危機管理課 [衣川1～5号、胆沢]  
滝沢市 市民環境部 防災防犯課 [御所]  
雫石町 防災課 [鶯宿、外柵沢、レン滝、矢櫃]  
岩手町 総務課 [岩洞、一方井]  
紫波町 企画総務部 消防防災課 [山王海]  
矢巾町 総務課 [煙山]  
金ヶ崎町 生活環境課 [胆沢]  
平泉町 総務課 [衣川1～5号]  
岩手県 復興防災部 防災課  
気象庁 盛岡地方气象台  
国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所

(事務局) 岩手県 県土整備部 河川課  
国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所 流域治水課

※ [ ]内はダム名

(別表5)

北上川上流大規模氾濫減災協議会 要配慮者等避難推進部会（仮）

設置する部会及びその構成員については、事務局において検討し、別途文書で協議会構成員に諮り、後日決定するものとする。